

資料6 主な刑事事件（22年）

事 件 名 (担 当 部 署)	事 件 概 要
一色町沖合における潜水器密漁事件 (衣浦海上保安署)	平成21年11月下旬、愛知県幡豆郡一色町所在、栄生漁港において不審な潜水器漁船を認め、以後、内偵捜査を進めた結果、平成22年2月、一色漁港沖合において無許可にて潜水器漁業を操業し、たいらぎ貝、なみ貝などを採捕しているのを確認したことにより、強制捜査(搜索差押6ヶ所)を実施し、漁業法違反(無許可操業)等で2名を検挙した。
四日市市周辺における「あさり」集団密漁事件 (四日市海上保安部)	4月15日及び同17日、三重県四日市市沖合に設定された三重共第4号共同漁業権漁場において、使用が禁止されている「じょれん」と呼ばれる漁具を使用して、あさりを採捕するとともに同漁場の漁業権を侵害していた遊漁者22名につき、漁業法(漁業権侵害)及び三重県漁業調整規則(遊漁者等の漁具漁法の制限、殻長制限)違反で検挙した。
錦湾におけるミニボートに対する衝突逃走事件 (尾鷲海上保安部)	4月25日、三重県大紀町の錦湾内において、2名が乗組み航行中のミニボートに小型船舶が衝突し、そのまま現場から走り去った。1週間の打撲を負った2名のミニボート乗船者の目撃情報では衝突逃走船は遊漁船であることから、当事、同海域を航行していた複数の遊漁船を捜査した結果、新しい擦過痕のある遊漁船を発見し、同船に対する捜査を進めた結果、衝突逃走船であることが判明し、同船船長を業務上過失傷害等で検挙した。
田原市仁崎沖における超軽量動力機墜落事件 (三河海上保安署)	5月3日、愛知県田原市仁崎沖合の三河湾において、超軽量動力機が海面から離水しようとしたところ、バランスを崩して墜落し、乗組んでいた2名に怪我はなかったものの、同機は大破した。その後、捜査した結果、付近海域の気流が下降状態であり、十分な揚力が得られず、操縦不能となって墜落する恐れがあったにもかかわらず、離水した過失により墜落したことが判明したため、同機機長を航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反(航空機を過失にて墜落させた罪)により検挙した。
三重県鳥羽市における未受検船集団不法運航事件 (鳥羽海上保安部)	三重県鳥羽市所在、国崎漁港において、遊漁船業者により未受検の小型船舶が複数使用されているとの風評をもとに内偵捜査のうえ、5月9日、集中取締りを実施した結果、遊漁船業者9名を船舶安全法違反(無検査船の航行)等で検挙した。
パナマ籍自動車運搬船失火事件 (中部空港海上保安航空基地)	7月13日、伊勢湾北部に錨泊していたパナマ籍自動車運搬船の機関室において、発電機の修理作業をしていた同船二等機関士が燃料系統の配管を締め付けるボルトを他所のボルトと取り違えて取付けた結果、同箇所が取付け不良部となり、修理を終え、同発電機を起動したところ、同不良部から燃料が漏出して発火、火災となった。本件につき、ボルトを取り違えた二等機関士と同作業を指揮監督していた機関長を業務上失火で検挙した。
名古屋管内における水上オートバイ集団不法運航事件 (名古屋海上保安部)	8月7日及び8日、愛知県南知多町所在、内海海水浴場及び知多市新舞子所在、新舞子海水浴場において、水上オートバイの集中取締りを実施した結果、船舶安全法違反(臨時検査不受検航行等)で7グループ10名を検挙した。